次のとおり条件付一般競争入札に付する。

令和４年５月20日

岩手県知事　達　増　拓　也

１　調達内容

（１）業務件名及び数量　岩手県浄化槽台帳システム構築業務委託

（２）調達件名の仕様等　入札説明書による。

（３）履行期間　契約締結の日から令和５年３月31日まで

（４）入札方法

ア　本件入札は、条件付一般競争入札により行う。

イ　（１）の件名で総価で入札に付する。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

２　入札参加者資格

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者であること。

（２）令和４年度において岩手県が発注する情報システム開発業務の委託契約に係る競争入札のうち地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）の規定が適用される調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（令和４年岩手県告示第40号）に規定する情報システム開発業務の種類のうち、ソフトウェア開発及びネットワーク関連業務について、特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格を取得した者であること。

（３）国又は地方公共団体において、入札日前５年間に地理情報システム(GIS)を導入した実績を有する者であること。

（４）民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者（同法第33条第１項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者（同法第41条第１項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

（５）岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例第22号）第３条に掲げる税目及び消費税に滞納がないこと。

（６）この公告の日から落札決定の日までに間に、岩手県から一般競争入札に係る入札参加制限措置基準に基づく入札参加制限の措置又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていないこと。

（７）この公告の日から落札決定の日までの間に、岩手県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準、建設関連業務に係る指名停止等措置基準又は物品購入等に係る指名停止等措置基準に基づく指名停止の措置又は文書警告に伴う非指名の措置を受けていないこと。

（８）（６）又は（７）の文書警告に伴う措置を受けている場合、この公告の日において、当該措置を受けた日から１月を経過していること。

（９）事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）、支店又は営業所を代表する者等経営に関与する者

が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団、同条第６号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者でないこと。

3　契約条項を示す場所等

（1）契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問合せ先

郵便番号 020-8570　岩手県盛岡市内丸 10 番１号

岩手県環境生活部資源循環推進課　電話番号 019-629-5380

（郵送による入札説明書の交付を希望する者は、Ａ４版用紙が入る返信用封筒（あて先を明記したもの）及び１件につき重量100g に見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて申し込むこと。また、岩手県のホームページから入札説明書をダウンロードすることも可能であること。

（2）入札及び開札の日時及び場所

ア　令和４年６月９日(木)　午前 10 時 30 分　岩手県庁 12 階　特別会議室

（入札書を郵送する方法により入札に参加しようとする場合は、書留郵便により、入札日の前日までに(1)の場所に提出すること。）

イ　予定価格の制限の範囲内の入札がない場合には、直ちに再度入札を行う。

4　その他

（1）契約手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨

（2）入札保証金

ア　入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が、本県の令和 3・4・5 年度情報システム開発等業務に係る競争入札参加資格者の場合は免除する。

イ　入札参加者がアに該当しない場合は、入札執行の当日までに、入札金額に 100 分の 110 を乗じて得た額の 100 分の３以上の金額を岩手県庁舎１階出納局会計課に納付しなければならない。ただし、入札参加者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ウ　入札保証金は、開札（再度入札の開札を含む。）終了後請求書の提出を受け、当該入札参加者又はその代理人に還付する。ただし、落札者については、契約締結後において還付する。

エ　入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは岩手県に帰属する。

（3）入札への参加を希望する者に求められる事項　本件入札への参加を希望する者は、この公告に示した入札参加資格を有することを証明する書類及び入札説明書に示す書類を令和４年６月３日（金）午後５時までに３(1)の場所に提出しなければならない。

（4）入札への参加　（3）により提出された書類を審査した結果、入札説明書に示す仕様を満たすと認められた者に限り、入札に参加できるものとする。

（5）入札の無効　この公告に示した入札参加者資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

（6）契約書作成の要否　要

（7）落札者の決定方法　会計規則（平成４年岩手県規則第 21 号）第 100 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（8）その他

詳細は入札説明書による。